



平成 19 年 10 月 29 日

各 位

日 本 出 版 貿 易 株 式 会 社
代表取締役社長 関 口 晴 生
(JASDAQコード番号・8072)
問合せ先
取締役事業管理部本部長 天 内 健 一
電話番号 03-3292-3751

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第 66 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する事項がありましたので、下記のとおり、本日付で訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 27 日に提出いたしました第 66 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) 省略

(訂正後)

(1)～(4) 省略

(5) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 社外監査役との間の責任限定契約

当社は、社外監査役が期待された役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

(9) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、資本政策の遂行にあたって必要に応じて機動的に自己株式を取得できるようにすることを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨定款に定めております。

以上